

令和4事務年度における相続税の調査等の状況（宮崎県版）

令和5年12月
熊本国税局

I 相続税の調査等の状況

相続税の実地調査の状況

II 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査は、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について実施しました。

令和4事務年度においては、令和3事務年度に比べ、実地調査件数（39件）及び追徴税額合計（1億6,700万円）ともに増加（対前事務年度比169.6%、168.3%）しました。

また、1件当たりの申告漏れ課税価格（2,156万円）は過去10年で5番目、1件当たりの追徴税額（429万円）は、過去10年間で4番目となりました。

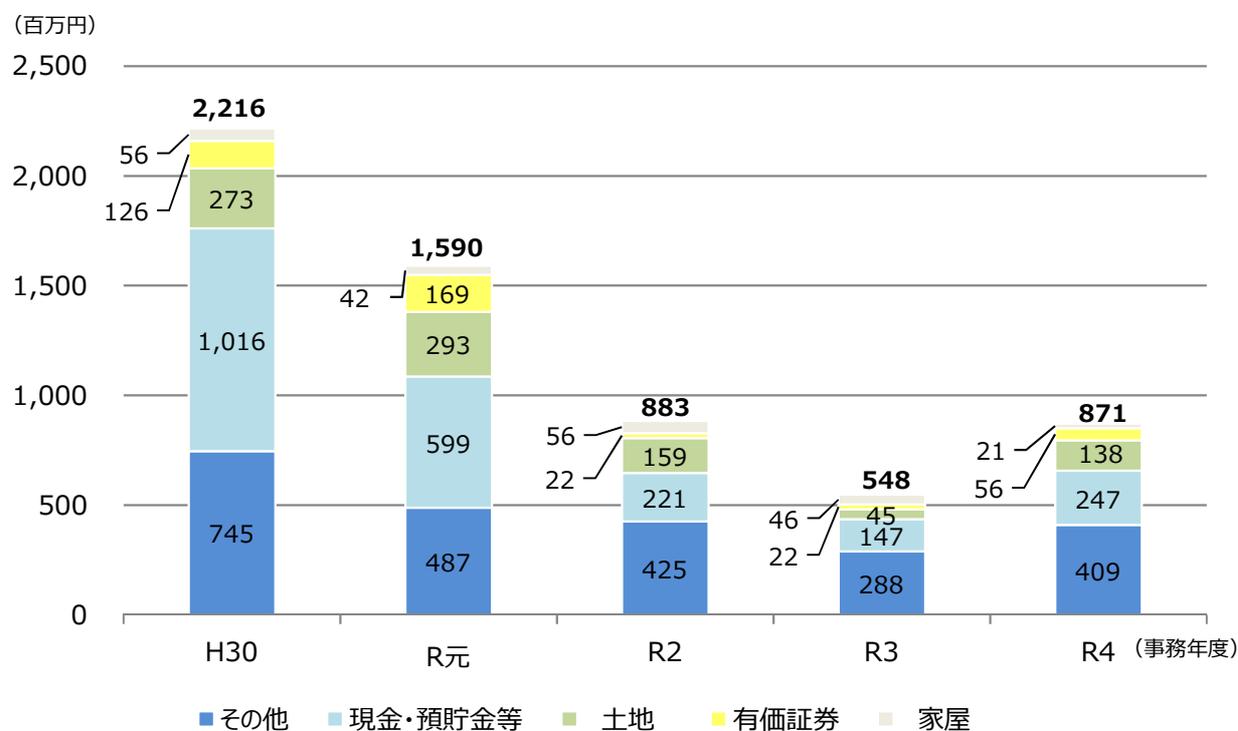
○ 相続税の調査事績

項目		事務年度等			
		令和3事務年度	令和4事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	23件	39件	169.6%	
②	申告漏れ等の非違件数	21件	34件	161.9%	
③	非違割合 (②/①)	91.3%	87.2%	▲4.1ポイント	
④	重加算税賦課件数	4件	3件	75.0%	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	19.0%	8.8%	▲10.2ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格(注)	549百万円	841百万円	153.2%	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	236百万円	106百万円	44.9%	
⑧	追徴 税 額	本税	87百万円	148百万円	169.3%
⑨		加算税	12百万円	20百万円	161.0%
⑩		合計	99百万円	167百万円	168.3%
⑪	1 実 地 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①)(注)	2,385万円	2,156万円	90.4%
⑫		追徴税額 (⑩/①)	432万円	429万円	99.3%

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「II 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

Ⅱ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

